

旧 姓 使 用 承 認 通 知 書

年 月 日

様

局 長 名

年 月 日付けで申請のあった旧姓について使用を承認したので、次のとおり通知します。

記

1 使用を承認した旧姓

2 使用承認年月日

年 月 日

注 旧姓の使用にあたっては、裏面記載事項に留意すること。

(裏面)

- ◆ 職員の旧姓の使用は、法的な問題が生じるおそれがなく、かつ対外的に誤解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内とし、具体的には概ね下記の例を参照すること。
- ◆ 旧姓の使用にあたっては、常に市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

旧姓の使用を認める文書等の例

- 単に氏名が記載されている文書等
(例)・職員録、名札、座席表、事務分担表等
- 専ら組織内部で使用される文書等で、対外的に誤解や混乱を招くおそれのないもの
(例)・起案文書、決裁、供覧書、復命書への署名・押印
・通知文書等に記載する担当者名
- 職員の権利義務に係る文書等で、職務遂行上支障が生じないもの
(例)・出勤簿、休暇願簿・市内出張命令簿
・各種休暇、職務専念義務免除等申請書等
・超過勤務命令簿
・出張命令書、旅費請求書、精算書等
・互助組合関係書類の一部
- 職員の身分に関連する文書等（ただし、市民等に対する公権力の行使に係るものは除く。）
(例)・退職願等（なお、辞令や職員証についても旧姓で交付する。）
- 法律等に基づかない文書等、その他大阪市水道局長が認める軽易なもの
(例)・市民に対するお知らせ文書や各種連絡文書等に記載する担当者名
・研究論文等

旧姓の使用を認めない文書等の例

- 市民等に対する公権力の行使に係る文書等
(例)・工事許可、設計審査、しゅん工検査、違反処分、立入検査等法令に基づく行政処分に係る文書等
・その他職員の身分により行う対外的な行政行為に係る文書等
- 国、地方公共団体及び私人との間で法律上の関係を発生させる文書等
(例)・契約書、覚書等
- 職員の権利義務に係る文書等のうち、対外的に誤解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれがあるもの
(例)・給与関係書類
・公務災害関係書類
・互助会（一部を除く。）、共済組合関係書類